

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月24日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和2年11月1日～11月30日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
湯浅 貴裕	本庄維新の会	令和2年10月16日